

いながわ 情報ポケット

イベント・催し

人権・同和教育研究協議会総会
あらゆる差別の解消を目指し、取り組みの輪が広がるよう人権・同和教育研究協議会総会を開催します。

▶とき5月22日(日)午後1時30分～
▶ところ文化体育館
▶問合せ木津総合会館(☎768-0217)

戦没者追悼式

悲惨な戦争の記憶を風化させず、戦没者への追悼と未来永劫の平和を記念するため、戦没者追悼式を開催します。

▶とき6月1日(水)午後1時30分～
▶ところ社会福祉会館
▶問合せ木津総合会館(☎768-0217)

全国花のまちづくり三田大会

▶とき5月27日(金)・28日(土)
▶ところ三田市総合文化センター
▶内容27日は基調講演 ポール・スミザーさん テーマ「街に花の回廊をつくる」・事例発表・交流会、28日は現地見学会(三田市内の施設やオープンガーデンなどを盛り込んだ3コース)
▶問合せ実行委員会事務局(三田市公園みどり課内 ☎079-559-5253)

募集

希少水生生物調査員の募集(緊急雇用就業機会創出事業)

▶募集期間5月16日～同25日
▶勤務内容町内の河川・水田・ため池での希少生物の調査
▶必要資格普通免許所持者で水生生物に関心のある人
▶募集人数2人(面接審査にて決定)
▶料金日給7,430円 ▶勤務時間午前8時45分～午後5時30分(休憩1時間)6月～10月までのうち75日間勤務 ▶問合せ都市環境課(☎766-8704)

講座・教室

公民館講座「広報紙作り教室」

▶とき5月25日(水)、同31日(火)いずれも午前9時30分～正午 ※講座は2回コースですので連続して受講してください
▶ところ中央公民館 ▶内容広報紙作りから情報の伝え方や捉え方を学ぶ ▶講師小林宏行さん ▶対象町内在住・在勤者 ▶定員先着40人(託児希望者は同18日までに申込) ▶参加費無料 ▶持ち物筆記用具 ▶申

込・問合せ中央公民館(☎766-8432)

お知らせ

犬の狂犬病予防注射

生後91日以上の飼犬は、狂犬病予防法で登録(終生1回)と毎年1回狂犬病予防注射が義務付けられています。4月に地域で実施した予防注射を受けられなかった人は、最寄りの動物病院で受けてください。

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類に感染し、発病すると100%死にいたる恐ろしい病気です、現在のところ有効な治療法はありません。

狂犬病の発生を防ぐためにも、予防注射が必要です。料金は、注射手数料が3,200円、未登録の場合は、別に登録料3,000円が必要です。

▶問合せクリーンセンター(☎768-0818)

特別児童扶養手当・児童扶養手当支給額の変更

特別児童扶養手当と児童扶養手当の支給額が、平成23年4月分より変わりました。特別児童扶養手当1級は月額50,550円に、2級は月額33,670円になりました。

また、児童扶養手当は、全部支給月額が41,550円に、一部支給月額41,540円～9,810円に変更されています。

▶問合せ福祉課(☎766-8701)
母子家庭等特別相談事業(巡回相談)の実施

ひとり親家庭またはこれに準ずる家庭を対象に、弁護士による裁判を前提とした法律相談を行います。

事前に県母子自立支援員に相談事項を申し出のうえ、予約してください。

▶相談日6月10日(金) ▶ところ三田市福祉事務所 ▶問合せ阪神北県民局母子自立支援員(☎0797-83-3143)

宅地防災相談所を設置

▶とき5月16日(月)午前10時～午後4時 ▶ところ阪神北県民局 ▶問合せ同局建築課(☎079-783-3192)

5月31日まで住宅用火災警報器の設置を

6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。火災から家族の命や財産を守るため、住宅用火災警報器を期限内に設置しましょう。

▶問合せ消防本部(☎766-0119)

深刻化する多重債務問題

多重債務には解決策があります
このように貸金業法が大きく改正された背景には、返しきれないほどの借金を抱えた「多重債務者」の増加があります。多重債務に悩む人は、借金を返すためにまた新たな借金をするという生活になり、いつまでも借金が減らない状態が続く場合が多くあります。法改正後には、「これまでキャッシングでお金を借りて借金を返していたのに、キャッシングが利用できなくなった」という相談が増えました。多重債務は解決策があります。一人で悩まず、まずは消費生活相談コーナーに連絡してください。

改正のポイント
◆借入総額が年収の3分の1まで
◆一定額以上の借入(1社からの借入が50万円を超える・複数の業者の場合は100万円を超える場合)を行う場合は、年収を明らかにする書類が必要
◆個人事業者の借入には、決算書などの書類が必要
◆専業主婦(夫)は、配偶者の同意が必要
◆個人の信用情報の登録が必要
◆新たな借入の上限金利が20%以下
※貸金業法が対象になるのは、消費者金融会社、クレジットカード会社、信販会社などの個人向けローン・キャッシングが対象です。銀行からの借入やクレジットカードによる商品購入は対象外です。

多重債務に陥らないために！

「今月は少しお金足りないから」「友人の結婚式があるからお金が必要になった」など初めは少額でも、借金は、借りたお金以外に「利息」を支払わなければなりません。

その借金を翌月支払う目的がなく、また借りてしまったということから借金が増え、多重債務に陥る危険性があります。

長引く不況や不安定な雇用状態により、普通に生活していくことが難しくなっていますが、借金生活にならないためにも、次のことに取り組みましょう。

- ①家計をしっかりと把握する②支出の優先順位をつける③長い目で生活設計をたてる④クレジットカードは管理できる枚数に絞る

多重債務を解決する方法

●任意整理 利息制限法(15～20%)に基づいて残高の計算をやり直し、債務者の収入や支払能力に応じて業者と支払条件を直接交渉(借金を減額、分割返済)する方法です。業者によっては、なかなか合意を得られない場合もあります。

●特定調停 簡易裁判所を利用した任意整理方法です。調停委員が解決の手助けをしてくれるので、弁護士や司法書士の依頼は必要ではありません。調停により、借金の返済方法や金額を決め直します。

●民事(個人)再生手続き 今後の安定した収入を見込める人を対象に、自己破産せずに生活を再建する方法です。再生計画案を考えるなど手続きが難しく、弁護士や司法書士に依頼する必要があります。


●自己破産 多額の借金を抱えた人の最終手段です。裁判所に申し立てて借金が支払えないことを宣言してもらい、免責決定を受ければ借金は全てなくなります(税金や罰金などは除く)。

※どの方法を選択するのがよいかは、それぞれの事情によりしますので、できるだけ早く消費生活相談コーナーに相談ください。

「借りれない」というあせりに悪質な業者はつけ込みます！

ヤミ金融を絶対に利用しない

「ヤミ金融」は国・都道府県で貸金業の登録を受けていません。極端な低金利や誰でも融資できるようにうたい、法律で規制されている上限金利をはるかに超える高金利を、職場や自宅に来るなどして、しつこく暴力的な取り立てで請求してきます。ヤミ金融は犯罪です。甘い言葉で勧誘されても、絶対に借りないでください。

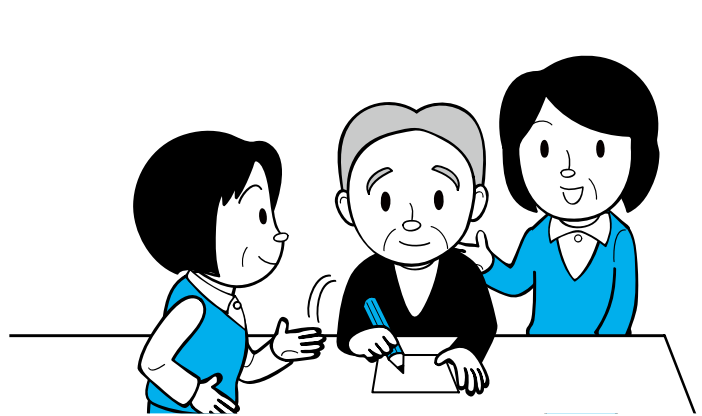


クレジットカードによる現金化は危険です

利用者クレジットカードで買い物やサービスを買った際の価格より安く買い取る手口や、ほとんど価値のないものを、クレジットカードで高額購入させ、その代金の何割かをキャッシングバックするなどが見受けられます。どちらの場合にも、一時的に現金が入っても、結局は返すあてのない借金が増えてしまいます。

また、クレジットカード会社は、換金目的にクレジットカードのショッピング枠を使うことをカード会員規約で禁止しています。現金化することで規約違反になり、カードが使えなくなる可能性もあります。このように、クレジットカードの現金化は危険です。絶対に利用しないでください。

おかしいな、困ったなと思ったら一人で悩まず相談しましょう



平成22年度の1年間に住民の皆さんから寄せられた消費生活に関する相談内容をお知らせするとともに、相談件数が多く深刻化する多重債務問題への対応方法などについて紹介します。日常の消費生活についての相談、商品やサービスに関するさまざまな疑問や苦情、トラブルについて、専門の消費生活相談員が相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。気軽に相談してください。

消費生活相談(消費生活相談員による相談)

相談日・場所	月曜日(日生住民センター)、水・金曜日(役場) 午前10時～正午、午後1時～同4時
相談内容	消費生活にかかわる相談。
啓発活動を行っています。	相談員が出前講座に出向きますので、気軽に連絡ください。

問い合わせ先、消費生活相談コーナー(☎766-1110)へ。

地域で広げよう消費者の安全・安心

①店舗(36件) 町の買い物相談だけでは、相談者が店舗で買い物、保険新築住宅リフォーム工事などの契約についての相談など。従来の「買った物が後から気にならないので返品して欲しい」という相談はほとんどなくなり、保険の継続契約トラブル、銀行の債権取り立てや欠陥住宅などの相談が増えています。

②通信販売(36件) 毎年ある架空請求ハガキについての相談は1件もなく、アダルトサイトのワンクリック請求なども減りましたが、多く見受けられたのが、インターネットショッピングやオークションでの買い物による商品の欠陥、未着、返品に関する相談でした。

③その他無店舗(35件) 多重債務相談もこの中に含まれます。多重債務者は何年も前に借入された人が多く、借入が複数にわたっているのが特徴です。他に家族間や消費者同士の

相談も寄せられています。平成21年12月1日に特定商取引法・割賦販売法が改正されたことにより、訪問販売による個別のクレジット契約が難しくなり、訪問販売が減っていくと、リフォーム工事を勧誘する業者についての相談が寄せられています。

④訪問販売(22件) 平成21年12月1日に特定商取引法・割賦販売法が改正されたことにより、訪問販売による個別のクレジット契約が難しくなり、訪問販売が減っていくと、リフォーム工事を勧誘する業者についての相談が寄せられています。

⑤電話勧誘(19件) カニや魚介類の送りつけ商法、未公開株や社債の勧誘に関する相談がありました。

⑥マルチ商法(2件) 友人や知人からもうけ話を勧められて商品を購入するなどの相談がありました。

相談傾向

平成22年度は、消火器の強引な訪問販売、カニや魚介類の送りつけ商法に関する相談が多く、啓発活動やホームヘルパー・ケアマネジャーと連携して被害の拡大防止に努めました。また、多重債務相談が多いことも特徴でした。平成22年6月18日から貸金業法が改正され、貸金業者からの借入に総量規制が設けられ、過剰な借金を防ぐための法整備がされました。報道の影響などもあり、借金問題の解決方法について多くの相談が寄せられました。

5月19日発売開始

皆さんの来場をお待ちしています

◆とき 7月17日(日)午後3時開演(同2時30分開場) 全席指定
◆ところ 文化体育館
◆内容 大衆演劇三峰組 一部＝芝居、二部＝歌謡ショー
◆入場料 前売り2,000円(当日2,200円) 3歳以上有料(3歳未満の人は保護者の膝のうえで鑑賞ください)
◆チケット販売 文化体育館・日生連絡所・阪急オアシス 日生中央店・イオン猪名川店など
◆問合せ 同館(☎766-7400)

健康的で快適な家

全国の材木市場に直接足を運び、丸太のまま直接仕入れ、数年かけて天然乾燥。倉庫には質のいい天然無垢材がたっぷり。自社工場製材、腕のいい職人による伝統の「手刻み工法」、「土の壁」、天然の素材のみを使い、地元職人たちの匠の技で価値ある「家」を大切に作り続けています。まずは、モデルハウスをご覧ください。

(株)上田工務店

猪名川町紫合字小屋ヶ谷51番地の2
FAX072-766-3894 上田工務店 検索
TEL072-766-0380

はい！ポーズ

さきさき しゅん 佐々木 瞬くん 1歳6カ月(つつじが丘)

なかがわ ここみ 中川 湖々美ちゃん 1歳6カ月(松尾台)

いつも元気いっぱい！兄弟仲良く、楽しく、大きく育ってね。

元気いっぱい心優しい女の子でいてね。たくさん笑って一緒に幸せつこうね。

特設人権相談を行います

6月1日の人権擁護委員の日に合わせ、特設人権相談を下記の日に開設します。予約は不要です。また、法務大臣から委嘱された4人の人権擁護委員が、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないようにするため、月に1度の特設人権相談のほか、随時相談に応じるなど、人権を擁護していく活動を行っています。相談の内容については、秘密厳守となっていますので気軽に相談ください。

▶とき 6月1日(水)午前10時～午後4時
6月8日(水)午後1時～同4時

▶ところ 1日＝役場2階会議室、8日＝木津総合会館

▶内容 日常生活での不当な差別など

▶委員 山本晴代さん(伏見台☎766-8594)・森井隆子さん(つつじが丘☎765-3300)・大下章さん(槻並☎768-0041)・杉本直やさん(北野☎765-1888)

▶問合せ 木津総合会館(☎768-0217)

気軽に相談ください

